

株式会社熊本人材
一般事業主行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 3 月 1 日～ 令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性社員：取得率を 50%以上にする

女性社員：取得率を100%以上にする

<対策>

- 令和 7 年 3 月～ 全社員に対し、育児休業や、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 7 年 4 月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始